

●香川県告示第157号

香川県証紙条例（昭和39年香川県条例第11号）第5条の香川県証紙の売りさばき人の指定を次のとおり取り消した。

平成22年4月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 取消年月日
平成22年3月31日
- 2 住所
丸亀市大手町2丁目1番7号
- 3 氏名
社会福祉法人 丸亀市社会福祉協議会
- 4 売りさばき場所
丸亀市大手町2丁目1番7号 丸亀市保健福祉センター
丸亀市大手町2丁目3番1号 丸亀市役所内